

不育治療費を助成します



【対象】

婚姻関係にある夫婦で、申請時に次のいずれにも該当する方

- ◆夫婦のいずれか一方が、王寺町の住民基本台帳に1年以上登録されている方
- ◆夫婦共に健康保険に加入している方で、町税を滞納していない方

【助成の対象費用】

産婦人科等医療機関で支払った不育治療の本人負担額

- ◆健康保険の適用となる不育治療
- ◆健康保険が適用されない不育治療。
- ◆治療の一環として行われる検査、不育原因を調べる検査

※不育症とは
流産、死産又は早期新生児死亡
を繰り返す症状

【助成額・交付等】

本人負担額のうち、上限100,000円

一旦、全額を自己負担し、保健センター窓口での申請により償還払いします。

- ◆注意◆他の地方公共団体で実施する同様の助成金の交付を受けた場合の費用は対象外となります。

【申請に必要なもの】

- ① 王寺町不育治療費助成金交付申請書兼請求書
- ② 王寺町不育治療受診等証明書
※不育治療に係る領収書の原本を添付してください。コピーの提出も可能ですが、原本の提示が必要です。
- ③ 法律上の婚姻の届け出をしている夫婦であることを証明する書類
※夫婦が別世帯である場合は、戸籍謄本が必要となります。
- ④ 住所地を証明する書類
夫婦のいずれか一方が、王寺町の住民基本台帳に1年以上登録されている方が対象です。
- ⑤ 夫及び妻の町税の滞納のないこと。
※③～⑤は、⑥の同意書の提出により町で確認できる場合は省略できます。
- ⑥ 王寺町不育治療費助成金交付に関する同意書
- ⑦ 健康保険証（夫婦共持参してください）
- ⑧ 通帳

※助成の申請・交付は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（土日・祝の場合は前日まで）の間に1回限りです。治療をした月の属する年度内に申請してください。初めて申請をした年度から5年間助成します。やむを得ず3月31日までに申請ができない場合は、事前に保健センターまでご連絡ください。

お問い合わせは、
保健センター TEL 33-5000（8：30～17：15 土・日・祝除く）

——奈良県が実施する不育症検査費用助成事業について——

不育症検査費用助成事業の対象となる検査は、先進医療として厚生労働大臣が告示した不育症検査であって、その実施機関として地方厚生（支）局への届出をした保険医療機関が実施する検査です。詳しくは、奈良県健康推進課母子保健・人材確保対策係へお問い合わせください。

【問い合わせ】

奈良県健康推進課母子保健・人材確保対策係

TEL (0742) 27-8661 奈良市登大路町30番地